名称　広島南道路仁保ジャンクション三号ランプＰ二橋脚施設灯
位置
所在地　広島県広島港第一区（宇品灯台の東北東方約三・六キロメートル）
北緯　三四―二一―二〇
東経　一三二―二九―四九
変更した事項　高さ　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十五年十一月十五日

名称　青苗港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道青苗港（北防波堤外端）
北緯　四二―〇三―三〇
東経　一三九―二七―一〇
変更した事項　名称　青苗港島防波堤灯台
位置
所在地　北海道青苗港（島防波堤外端）
北緯　四二―〇三―四一
東経　一三九―二七―三二
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十五年十一月十六日

○海上保安庁告示第十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年二月四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　深日港西防波堤灯台
位置
所在地　大阪府深日港（西防波堤外端）
北緯　三四―一九―一三
東経　一三五―〇八―二九
変更した事項　光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十五年十一月十九日

名称　筑前大島港避難港北防波堤灯台
位置
所在地　福岡県大島港（避難港北防波堤外端）
北緯　三三―五三―四二
東経　一三〇―二六―一〇
変更した事項　光度　一一〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日　平成二十五年十一月十九日

名称　広島港東防波堤灯台
位置
所在地　広島県広島港第三区（東防波堤外端）
北緯　三四―二〇―四三
東経　一三二―二七―二二
変更した事項　灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十五年十一月二十日

名称　広島港西防波堤灯台
位置
所在地　広島県広島港第三区（西防波堤外端）
北緯　三四―二〇―四〇
東経　一三二―二七―一三
変更した事項　灯質　等明暗緑光　明三秒暗三秒
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
記事　削除
変更年月日　平成二十五年十一月二十日

名称　筑前船越港西防波堤灯台
位置
所在地　福岡県糸島市（船越港西防波堤外端）
北緯　三三―三三―二〇
東経　一三〇―〇七―三二
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十五年十一月二十日

○関東地方整備局告示第三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	畠山　和之
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十六年二月一日

○中国地方整備局告示第十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者等の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月四日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号　中国地方整備局長　6
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人山口県建築住宅センター
三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	仲子　正則
変更後	徳田　勉

(2)　変更年月日　平成二十六年一月一日
四(1)　役員の氏名の変更

変更前	仲子　正則
変更後	小川　壽三

(2)　変更年月日　平成二十六年一月一日
五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	仲子　正則
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十六年一月一日